

2015年1月15日

東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会  
座長 戸松秀典 様

人権ネットワーク・東京  
代表 八柳 卓史

## 第5回東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会で議論された「東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会提言（案）骨子」に関する要望書

「有識者懇談会」の皆様におかれましては、東京都の今後の人権施策のあり方について熱心な検討がおこなわれていることに敬意を表します。

さて、第5回「有識者懇談会」において、「東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会提言（案）骨子」が提出されました。前回（9月9日提出「東京における差別と人権」）の要望が基本的な私たちの要望であります。提言（案）骨子が資料として提出された段階で、疑問点を含めて再度強調しておかなければならないと思う点について要望させていただきます。

今後、「骨子」から「提言案」へと議論は進んでいくことと思いますが、東京の差別の現実と国際人権基準を踏まえた提言内容となるようよろしくご検討いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 取り上げるべき人権課題の3つの視点からの検討について

「取り上げるべき人権課題（案）」について、「社会的関係に着目し、個に起因して発生する人権課題」「社会的関係に起因する人権課題」「国際的關係や民族等に起因する人権課題」の3つの視点から検討されていますが、特に「個に起因して発生する人権課題」については「誤解」を生む視点ではないかと思えます。

①「個に起因して発生する人権課題」に「性差等」「年齢」「障害者」「ハンセン病を含む感染症、疾病による感染者」をあげていますが、「個に起因」という表現をする限り、「差別の原因が当事者個人にある」という「誤解」を招きかねないと思えます。「個人に責任がある等としたものではない」と資料には記載されていますが、「属性」の規定や視点・分類に「個人や個」を設定する意味がどこにあるのか図りかねます。「東京都の現状を反映したものとすべく、社会的関係に着目」（公表資料「1. 人権課題の検証」より）し、「3つの視点」の再検討をお願いしたい。

## 2. 人権課題の取り扱い方について

①人権課題を13課題と複数課題にまとめていますが、路上生活者を複数課題としてとらえていいのかどうか疑問があります。個別課題としてとりあげるべきだと思います。（詳細は下記「(2) 路上生活者の人権問題」を参照してください。）

②外国人をひとまとめにしていますが、それでヘイトスピーチに対応できるのか疑問があります。在日韓国・朝鮮人差別の課題は個別課題としてとりあげていただきたい。（詳細は下記「(3) 東京都人権施策推進指針有識者懇談会提言(案) 骨子への意見」を参照してください。）

③「北朝鮮の拉致問題」が独立した項目としてあげられていますが、なぜ東京の人権問題としてあげられなければならないのかに疑問があります。

## 3. 「基本理念」(案)について

①「人間としての存在や尊厳が脅かされることのない思いやりに満ちた東京」において「思いやり」という概念が使われていますが、人権問題が「思いやり」(同情、憐れみ)の問題ではないことは周知のことだと思いますので、「人権侵害を許さない」「人権文化が広く浸透した」等人権問題という社会問題の解決が、都民全体の課題であることを明確にした表現にされたい。

②「国際都市にふさわしい人権が保障された都市」において、「～国際人権基準が保障された都市」と国際人権基準をめざす姿勢を明確にしていきたい。

## 4. 提言案骨子について

①「4 施策の進め方」の(1)総合的な人権施策の展開において、(旧指針)「救済・保護」が(新指針)「相談・保護」に、また(旧指針)「支援・助成」が(新指針)「支援・連携」になっていますが、この変更は明らかに「後退」であり、(旧指針)策定当時よりも差別や人権侵害が強まっている現実や、「障害者差別解消法」の制定、「男女雇用機会均等法の改正」、「公正採用選考人権啓発推進員制度」の拡充など人権への関心の広がりといった現状が反映されていないと思います。「救済・相談・保護」また「支援・連携・助成」等「総合的施策」の拡充を提言すべきだと思います。

②「4 施策の進め方」の(2)の「連携」において、「被差別当事者団体」との連携、及び参画が抜けていることは決定的な問題であり、必ず、「被差別当事者団体の連携・参画」を文言として入れていただきたい。

③「5 都が検討すべき今後の取り組み」は空白になっていますが、「人権条例」や「差別禁止条例」の制定、被差別当事者団体を含めた「人権施策推進審議会」等の設置を求めていただきたい。

④障害者差別解消法は障害者権利条約の批准に向けた国内法整備として作られ内閣府の管轄の法律であり、厚生労働省管轄ではないように、「障害者福祉部局」ではなく「人権担当部局」が管轄し、都庁横断的、総合的な法制度となるよう提言していただきたい。

## 5. 「個人権課題」からの要求

以上は、ポイントをしばった要求ですが、以下は人権課題別に「骨子案」資料に対する要望です。現実をしっかりと見据えた提言をされますようよろしくお願ひ申し上げます。

### (1) 精神障害者の人権問題について

全国「精神病」者集団 東京

①施設・病院・学校などでの虐待に対して人権の視点から、外部の独立した監視機関が必要である 実態調査も求められている。人権の視点から、こうした組織が作られるべく、包括的な差別禁止条例が必要である。

○拷問等禁止条約委員会 2013年5月 第2回日本政府報告書への最終見解勧告 22の(h) 独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること

○人権委員会 2014年7月 第6回日本政府報告書への最終見解勧告 17の(c) 精神科の施設に対して、虐待を有効に捜査、処罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的とする、有効で独立した監視及び報告体制を確保すること。

いずれも精神病院に関してではあるが独立した監視機関を求めている。現行の東京都人権施策推進指針でも指摘されているように精神病院や施設の虐待は頻発しており、障害者虐待防止法によっても防止はできていない。まず独立し

た監視機関による抜き打ちの視察が必要である。

千葉県では知的障害者施設での虐待事件に対応し、第三者委員会を立ち上げ報告書を出している。こうしたものが最低松沢病院（暴行事件が暴露されたが、いまだ外部からの調査が行われていない）に対しても必要である。

また東京は新規措置入院が依然として人口比全国一である点（2012年で最低の県の17倍）、その原因の究明実態把握が求められている。とりわけ長期にわたる入院患者全員、および身体拘束隔離の実態についての個別の調査が必要である。

皇族や要人の移動や大きな外交イベント、スポーツ大会なので、警官による職務質問が、強制入院や病状悪化をもたらしている点は見逃せない。また精神科救急により措置が増えているということもある。

これらについて総合的に地域で精神障害者が生活できる権利を保障していくためにも、強制入院の運用への監視機関が求められている

公安委員会についてもたとえば措置入院歴があるというだけで、半ば強制的に免許返上をもとめるなどという運用がなされており、運転免許の交付更新の際に疾病や障害を特定した差別を行っていないかなどは重要で、これは障害者の地域生活や就労の権利保障に関わる重大問題である。

②長期の入院や施設入所は人権問題であり、住宅問題でもあるという視点から、長期入院長期入所の問題を「人権指針」の中に位置づけるべきである。

とりわけ先の国会で成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の中の「新たな財政支援制度」の基金904億円（消費税増税分で設けられた基金）の対象事業に、「病床転換型居住系施設」が含まれているが、これは精神障害者を二級市民として差別的に扱い、地域生活の権利（「障害者権利条約」19条：下記参照）を根源的に破壊するものである。また退院に向けてグループホームを押し付けられている現状も差別であり、あたりまえの暮らしの保障がされていない実態がある。精神障害をもとうが自らの選択に基づき地域で、アパートなどで生活する権利が誰にでも保障されることが求められている。

障害者権利条約19条「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活

するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」

③「障害者権利条約」批准を受けて、障害者政策総体を人権の視点から見直すことが求められている。

上記様々指摘したが、こうした問題を解決するには、障害者福祉部門だけでは対応できないし、かつ人権の視点からの見直しが求められている。人権の視点から障害者政策総体を見直し点検することが何より重要である。

一般的差別禁止条例が求められているが、障害者差別についても人権の視点から、そして教育、交通、警察などなど部局を超えた対応が必要であり、人権担当部局として障害者差別に対応する障害者差別禁止条例を創設することを求める。

複合差別に苦しむ実態もある（たとえば女性で、外国籍で、障害者でということとはよくある）ので、総合的な差別禁止条例また障害者差別禁止条例においても人権部局が中心となる必要がある。

## （2）路上生活者の人権問題

認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい

近年、路上生活者が襲撃される事件が多発しています。

2014年6月28日～7月14日に、都内の路上生活者支援団体・生活困窮者支援団体が合同でおこなったアンケート調査（347名の路上生活者に聞き取り）では、以下の事実が明らかになりました。

- ・40%の人が襲撃を受けた経験をしていること。
- ・襲撃は夏季に集中し、襲撃者（加害者）の38%は子ども・若者であること。
- ・襲撃者は75%が複数人で襲撃に及んでいること。
- ・襲撃の内容としては、なぐる、蹴るなどの「身体を使った暴力」やペットボトルやたばこ、花火などの「物を使った暴力」が62%を占めること。
- ・子ども・若者の襲撃は「物を使った暴力」が53.6%にのぼること。

このアンケート調査結果を受けて、同年8月15日、舛添要一都知事は定例記者会見の場で「ホームレスの方々という、ある意味では弱い立場にある方に対して暴力振るうというのは決してやってはいけないと思います。特に若い人たちが加害者になるというのは、これは教育現場の問題でもありますので、教育

の現場でも、今までもずっと都の教育委員会を中心にやってきておりますけど、しっかりと徹底したいと思っています。」「人権週間とかイベントにおいて、こういう啓発活動をやっていきたいと思っています。」と発言しました。

しかし、その後、東京都から襲撃をなくすための具体的な対策は示されていません。

東京都が人権施策推進指針を見直すにあたって、路上生活者が差別・偏見ゆえに襲撃されているという事実を重く受け止め、以下の項目を盛り込むよう求めます。

①東京都が取り組むべき「人権課題」の独立した項目として、「路上生活者の人権」を取り上げること。

②路上生活者襲撃の実態について東京都として調査をおこなうこと。

③路上生活者に対する差別や偏見をなくすために、都民にむけて広報・啓発活動をおこなうとともに、当事者や支援団体も交えた人権啓発研修等のプログラムを策定すること。

④学校教育において路上生活者への正しい理解をうながすために、当事者や支援団体も交えて教育プログラムを策定し、実行すること。

⑤襲撃を受けた路上生活者が訴えた場合は、市区町村、人権擁護機関と連携して必要な保護をおこなうとともに、当事者や支援団体と再発防止に向けた協議の場をもつこと。

### (3) 東京都人権施策推進指針有識者懇談会提言(案) 骨子への意見

在日本朝鮮人東京人権協会

#### 意見

「指針で取り上げるべき人権課題」に「在日コリアン」<sup>1</sup>を加えるべきである。

2014年9月9日に「人権ネットワーク・東京」が提出した「被差別当事者からの報告書」の「5. 在日韓国・朝鮮人差別撤廃にむけた政策要求」(以下、「政策要求」)で述べた通り、現在、東京都下で見られる在日コリアンへの差別状況<sup>2</sup>は、日本が朝鮮を植民地支配したことを原因として日本に渡らざるをえず、戦

<sup>1</sup> 本意見では、国籍等にかかわらず、日本が朝鮮を植民地支配したことを原因として日本に在住している朝鮮半島出身者とその子孫を「在日コリアン」と表記する。「在日韓国・朝鮮人」「在日朝鮮人」も同義で使われている。

<sup>2</sup> 東京都による朝鮮学校への補助金停止、在日コリアン無年金高齢者・障がい者への都としての救済措置の不在、高校日本史副読本『江戸から東京へ』における関東大震災時朝鮮人虐殺の記述変更、在日コリア

後も様々な困難の中で日本に定住せざるを得なかった在日コリアンの歴史的経緯がまったく顧みられていないことに起因している。

その意味で、在日コリアンへの差別問題は、日本に在住する「外国人」の人権課題として一括りで語ることはできない固有の人権課題を有している。

「骨子」にはこうした歴史的視点が欠落しており、人権課題の現状をヒアリングした団体の中にも、在日コリアンへの差別問題に取り組んでいる団体は含まれていない。

以下、「政策要求」の中で言及できなかった点を中心に、東京都が迅速に取り組むべき人権課題について述べたい。これをもって、「指針で取り上げるべき人権課題」として在日コリアンへの差別問題を独立して取り上げるべき理由とする。

### ①東京都による朝鮮学校への差別

「政策要求」の一番目に挙げた東京都による朝鮮学校<sup>3</sup>への「私立外国人学校運営費補助金」（以下、補助金）の不支給措置は、2010年4月に施行された「高校無償化」制度<sup>4</sup>を朝鮮学校には適用しないという日本政府の方針を受けて石原都政下で2010年度よりなされたものであるが、これは東京都下にある外国人学校（補助金対象25校）のうち、朝鮮学校（同10校）にのみ補助金を不支給にするという、外国人生徒のうち在日コリアン生徒のみを標的とした東京都自らによる差別的な措置である。

2014年8月20-21日にスイス・ジュネーブで行われた国連・人種差別撤廃委員会（以下、委員会）による日本政府報告書審査では、この朝鮮学校への補助金停止問題が国際法専門家の委員たちによって取り上げられた。18名の委員のうち、ベルギー選出の委員は「朝鮮学校が補助されていない。この差別的取扱いの根拠は何なのか。言語か、国籍か、教育の質か？なぜ？私たちの条約に反する差別か？」と日本政府代表団に質し、日本担当のパキスタン選出の委員は「インターナショナルスクールと違い、朝鮮学校は自らの文化を保護しようとしている。そのため、締約国において朝鮮語が奨励されるのであれば、それは締約国にとっての利益や信頼にもなる」と述べた。

この審査を経て2014年8月29日に公表された委員会による総括所見では、「朝鮮学校へ支給される地方政府による補助金の凍結」が「朝鮮を起源とする子どもたちの教育権を妨げる行為」と指摘され、「教育機会の提供において差別がないこと」「朝鮮学校への補助金支給を再開する」ことが勧告された<sup>5</sup>。

---

ンへの入居差別・就職差別、日本学校に通う在日コリアン生徒への差別など。詳しくは上記「被差別当事者からの報告書」の「5. 在日韓国・朝鮮人差別撤廃にむけた政策要求」を参照。

<sup>3</sup> 日本の朝鮮植民地支配政策によって奪われた朝鮮の言語や文化、歴史を取り戻すことを目的として、日本の敗戦後まもなく在日コリアンが日本全国に設立した。現在、東京都下には小・中・高で10校の朝鮮学校がある。

<sup>4</sup> 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（2014年4月以降「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」）に基づく制度。

<sup>5</sup> CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ19。なお、日本政府による「高校無償化」制度の朝鮮学校への不適用問題も、同制度を朝鮮学校に適用するよう勧告された（同パラグラフ）。

さらに、この勧告は、31 項目の勧告のうち「特に重要な勧告」とされた4つの勧告に含まれた<sup>6</sup>。

国連の委員会によって地方自治体の朝鮮学校への補助金停止問題が問題視され、是正勧告がなされたことは初めてのことである。これはすなわち、朝鮮学校への補助金不支給措置が人種差別撤廃条約（日本は1995年に批准）に違反する「人種差別」行為であることを意味している。日本国憲法および人種差別撤廃条約に従って、中央政府のみならず地方自治体も人種差別を行ってはならない義務がある。従って、朝鮮学校への補助金を停止している東京都は現在、人種差別撤廃条約違反状態にあるといえる。

上記委員会からの勧告について記者からの質問を受けた舛添知事は、「どこの国の言葉でも、どこの国の子供でも教育を受ける権利はあるわけですから、そういうものを侵害してはいけない」「私が今問題にしているヘイトスピーチにしても（中略）人種差別を助長するというのであれば、国連の理念にも、我が日本国憲法の理念にもそぐわない」「今ご指摘の問題も、私はある意味でヘイトスピーチと同じような局面を持っていると思いますので、検討したいと思います」と発言した<sup>7</sup>。

貴懇談会による提言（案）骨子にある「人権施策の基本理念」の中には「あらゆる差別を許さないというオリンピック憲章の理念が広く社会に浸透した東京」とあるが、朝鮮学校への補助金支給を再開しない限りは、他ならぬ東京都が「民族等に起因する人権課題」を自らつくり出している状況であるといわざるをえない。

## ②. ヘイト・スピーチ（差別・暴力扇動表現）問題

貴懇談会による「取り上げるべき人権課題（案）」中の「1. 人権課題の検証」には「特定の国・民族に対する憎悪を表すヘイト・スピーチも新たな問題となっている。」とある。しかし、上記で述べたとおり、人権課題の現状をヒアリングした団体の中には在日コリアンへの差別問題に取り組んでいる団体は含まれていないため、なぜ昨今日本社会において差別や暴力を扇動するヘイト・スピーチ問題が現れているのかについて、貴懇談会による十分な検討がなされたかどうか疑問が残る。

周知のとおり、昨今のヘイト・スピーチの主な標的となっているのは在日コリアンやいわゆるニューカマーの韓国人の人々であるが、まだヘイト・スピーチ問題が社会問題化していなかった2008年11月、人種差別団体「在日特権を許さない市民の会」（在特会）は前会長の桜井誠（高田誠）氏先導の下に東京・小平市に所在する朝鮮大学校に差別街宣をしかけた<sup>8</sup>。おそらくこれが東京都下で行われた初めての人種差別街宣だと思われる。

その後、同団体は2009年、2011年にも同大に押しかけ、「朝鮮大学校を更地にしろ」「犯罪朝鮮人を東京湾に叩きこめ」「叩き殺してみせるから出てこいよ」「お前たち朝鮮人を殺しに来たんだよ」等の、暴力や殺人を扇動するシュプレヒコールを校門前でスピーカーを使用して叫んだ<sup>9</sup>。同大への人種差別街宣は3

<sup>6</sup> CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 33。

<sup>7</sup> 2014年9月2日舛添知事定例記者会見にて。

<http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/KAIKEN/TEXT/2014/140902.htm>

<sup>8</sup> 「史上初！朝鮮大学校前で在特会が抗議活動」<http://www.youtube.com/watch?v=kKsHz96NIB8>

<sup>9</sup> 「在特会 2011. 11. 6 朝鮮大学校 抗議活動 in 小平市③」



回とも同学園祭日に行われた。同大の学生や教職員はもちろんのこと、その他多くの在日コリアンや日本人が訪れていることを狙ってしかけられた人種差別街宣であるといえる<sup>10</sup>。

昨今問題となっている路上での人種差別街宣に関しても、たとえば昨年には「朝鮮総連・朝鮮学校をぶっ潰せ！デモ in 帝都」と題した街宣が銀座周辺で行われている<sup>11</sup>。

国連・人種差別撤廃委員会は、昨年8月29日に公表した日本政府報告書審査の総括所見において、「とりわけコリアンに対する人種主義的デモや集会を組織する右翼運動もしくは右翼集団による切迫した暴力への扇動を含むヘイト・スピーチのまん延の報告について懸念を表明」し、マイノリティ集団の権利を守ることの重要性などについて言及しながら、ヘイト・スピーチ及びヘイト・クライムに断固として取り組むこと、インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチ対策を取ることで、加害者・団体を捜査、起訴すること、公人・政治家に対する制裁等を勧告した<sup>12</sup>。

昨今、日本国内でヘイト・スピーチへの法規制についての論議が高まっており、昨年からは東京・国立市を皮切りに名古屋市、向日市、京都市、さいたま市、東村山市、県レベルでは奈良県、鳥取県、神奈川県各議会が日本政府に対してヘイト・スピーチや人種差別を禁止する法制定を求める意見書を可決している。東京都も、同様の意見書可決や人種差別禁止条例制定等の方法で、人種差別に断固反対する姿勢を示すべきである。

冒頭で述べた通り、ヘイト・スピーチ問題も、日本の朝鮮侵略や植民地支配を原因として在日コリアンが日本に定住せざるをえなくなった歴史的背景への理解なしには、問題の原因を根絶することはできない。上記の国連・人種差別撤廃委員会による総括所見においても、「人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組み、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること」が勧告されている<sup>13</sup>。

東京都において、上記「1. 東京都による朝鮮学校への差別」で述べた朝鮮学校への補助金不支給という人種差別行為を止め、補助金支給を即時再開することはいうまでもなく、学校や自治体、警察、企業などあらゆるレベルにおいて在日コリアンの歴史や現在の差別状況についての教育・啓発を一層促進させていくことが急務であるといえる。そのための一歩として、「指針で取り上げるべき人権課題」に「在日コリアン」を取り上げることを求める。

---

<http://www.youtube.com/watch?v=-HRYV-F5bRU>

<sup>10</sup> 在特会等が京都の朝鮮学校に対して2009-2010年、3回にわたり人種差別街宣を行ったことをもって、京都朝鮮学園が在特会等を提訴した損害賠償請求訴訟では、被告に対して1,226万円の損害賠償と学校周辺での差別街宣禁止を命令した大阪高裁判決（2014年7月8日）が最高裁において確定した（2014年12月9日）。大阪高裁は、在特会等の人種差別街宣が人種差別撤廃条約上の人種差別行為であると認定し、日本では「在日朝鮮人の民族教育を行う利益」があり、被告の行為によって「在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境」が損なわれたと判断した。

<sup>11</sup> 2014年6月8日に行われた。「朝鮮人ども、さっさと日本から出て行け！」「朝鮮糞民族は朝鮮糞半島へ帰れ！」などのシュプレヒコールが叫ばれている。<https://www.youtube.com/watch?v=TKavgtSGlsk>

<sup>12</sup> CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ11。

<sup>13</sup> 同前。

## 【参考資料】

### ◇人種差別撤廃委員会 日本の第7－9回合同報告書に関する総括所見（抜粋） （CERD/C/JPN/CO/7-9、最終確定版 2014年9月29日）

#### ヘイト・スピーチとヘイト・クライム

11. 委員会は、締約国における、外国人やマイノリティ、とりわけコリアンに対する人種主義的デモや集会を組織する右翼運動もしくは右翼集団による切迫した暴力への煽動を含むヘイト・スピーチのまん延の報告について懸念を表明する。委員会はまた、公人や政治家によるヘイト・スピーチや憎悪の煽動となる発言の報告を懸念する。委員会はさらに、集会の場やインターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチの広がり人種主義的暴力や憎悪の煽動に懸念を表明する。また、委員会は、そのような行為が締約国によって必ずしも適切に捜査や起訴されていないことを懸念する（第4条）。

人種主義的ヘイト・スピーチとの闘いに関する一般的勧告 35（2013年）を思い起こし、委員会は人種主義的スピーチを監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないことを想起する。しかしながら、委員会は締約国に、人種主義的ヘイト・スピーチおよびヘイト・クライムからの防御の必要のある被害をうけやすい集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促す。したがって、委員会は、以下の適切な措置を取るよう勧告する：

- (a) 憎悪および人種主義の表明並びに集会における人種主義的暴力と憎悪に断固として取り組むこと、
- (b) インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチと闘うための適切な手段を取ることを、
- (c) そうした行動に責任のある民間の個人並びに団体を捜査し、適切な場合は起訴すること、
- (d) ヘイト・スピーチおよび憎悪煽動を流布する公人および政治家に対する適切な制裁を追求すること、そして、
- (e) 人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組み、人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること。

#### 朝鮮学校

19. 委員会は、朝鮮を起源とする子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府による行為について懸念する。

- (a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外
- (b) 朝鮮学校へ支給される地方政府による補助金の凍結もしくは継続的な縮減（第2条と第5条）

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004年）を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保する前回総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、締約国がその見解を修正し、適切な方法により、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けられるようにすること、また、朝鮮学校への補助金支給を再開もしくは維持するよう、締約国が地方政府に勧めることを奨励する。委員会は、締約国がユネスコの教育差別禁止条約（1960年）への加入を検討するよう勧告する。

#### 特に重要な勧告

33. 委員会はまた、上記パラグラフ 11、19、21 および 23 にある特に重要な勧告に締約国の注意が向くことを望む、そして、次回の定期報告書に、これらの実施のためにとった具体的措置に関する詳細な情報を提供するよう要請する。

（訳：人種差別撤廃 NGO ネットワーク）

## （4）セクシュアル・マイノリティを取りまく人権課題について

### 特定非営利活動法人レインボー・アクション

**要望事項1** セクシュアル・マイノリティをとりまく人権課題を、「個人等、個に起因するもの」として分類しないこと

セクシュアル・マイノリティを取り巻く人権課題は、「個人等、個に起因するもの」ではありません。異性愛主義を前提とし、異性愛主義を強制し、多様な性のあり方を否定する社会の側の課題です。

また、「個人に責任がある等としたものではない」旨について指摘がありますが、このような分類自体、必要性があるものと考えられず、また発想そのものが、新たな誤解や偏見を生む温床となり、差別を生じさせかねず、不適切であると考えます。

**要望事項2** 差別発言を明確に禁止すること

石原慎太郎元東京都知事は、同性愛者に対して「どこかやっぱり足りない気がする」「遺伝とかのせいでしょう」「マイノリティーで気の毒ですよ」等と発言しました（2010年12月）。

このような発言は、明白に同性愛者を攻撃対象とするものであり、人権侵害であることは言うまでもありません。また、公人であるかどうかに関わらず、許されるべき内容のものではありません。このような発言がくり返されることのないよう、人権指針において、差別発言を明確に禁止する必要があると考えます。

**要望事項3** 市民団体・活動団体との協働を明記すること

セクシュアル・マイノリティを取りまく課題に取り組む市民団体・活動団体は、都内にも数多く存在し、各団体が多様な関心・分野において、また、様々な地域において、これまでに活動を展開してきています。

これらの活動の蓄積や経験については、都における人権施策にも大いに活かすことができるばかりでなく、被差別の当事者や関係者の参画は、人権施策を充実させ実効性のあるものとするためには必要不可欠です。市民団体・活動団体との協働について、人権指針に盛り込んでいただきたいと考えます。

## (5) 婚外子差別撤廃に向けた要求

### なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

私たちは、婚外子差別の撤廃と女性が結婚せずに出産しても差別されない社会の実現に向け、1988年より26年間にわたり活動を続けております市民団体の「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」です。

以下は、東京都に対する要求項目として掲げておりますが、「東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会提言」においても下記の要求を踏まえて提言されるよう、要望します。

特に(1)の内容については緊急に対応する必要があることから、提言を待たずに「有識者懇談会」として都に是正を勧告されることを要望します。

(1)2014年12月～2015年1月の報道により、国立市と板橋区で、シェアハウスやメゾネット（複層住戸）型マンションに暮らすひとり親女性が、同じ住所に独身異性がいるというだけで、「事実婚」の関係がないにもかかわらず、児童扶養手当などの支給を拒否されたことが明らかになりました。

報道によれば、両自治体はいずれも都に問合せ、都は「水回りが共用であれば同一世帯として扱うと回答。区は同一住所に親族以外の未婚の異性がいる『事実婚』状態で児童扶養手当と児童育成手当の要件を満たさないと判断し、女性に『現状では支給できない』と伝えた。」とされています。この都の指摘により、両自治体は手当などの支給を中止したことになります。

しかし、この東京都の『指摘』は明らかに児童扶養手当法に違反し、かつ厚生省通知にも反するものです。同一世帯とは生計同一であることを踏まえ、同じ建物に異性が居住していても、それがイコール生計同一関係にあるとは限らないのであり、この実態を認識してほしいと思います。塩崎厚労相も1月6日の会見で、「生活実態の確認が大事」と述べているほどです。

このような実態を無視した荒唐無稽な判断を改め、「指摘」を撤回し生活実態の確認の上に判断を行ってください。

緊急に要求します。

(2)「婚外子差別をなくすこと」を東京都が取り組むべき「人権課題」の独立した項目として取上げ、人権週間などを通じて啓発活動を行ってください。

(3)婚外子に係る戸籍及び住民票事務の以下の項目について各自治体に周知してください。

①婚外子の出生届に当たっては、「父母との続き柄」欄に「嫡出子又は嫡出で

ない子の別」の記載がされていなくても届書の「その他」欄に、「出生子は、母の氏を称する。」等と記載すれば受理できること。また、胎児認知の届出がされているとき、又は出生届と同時に認知の届出がされた場合は、「その他」欄に「父は、同居者である。」等の記載をすれば、父を届出人として受理できること。(2010年3月24日付け法務省民一第729号民事局第一課長通知)

②2004年11月より前に生まれた婚外子の戸籍の続き柄を「女」「男」から「長女」「長男」方式に変更したい場合、更正の申し出だけでは「女」「男」の記載が残ってしまうので、再製の申し出も同時に行う必要があること。それを申し出人に必ず説明すること。

③2010年3月24日付け民一第730号民事第一課長通知により、更正申出等の記載のある従前の戸籍（除籍・改製原戸籍）については再製の申出ができること、取り扱いが改められていること。

④出生届が受理されず戸籍に記載のない子についても住民票は適法に作成できること。(2009年4月17日 最高裁判決)。

**(4)**以下の項目について、東京都から国に要請してください。

①戸籍法第49条第2項第1号後段を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。

②戸籍法第13条4号及び5号を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養父母との続き柄を廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

③税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴のない母（父）子家庭の母にも「寡婦控除」を適用すること。

【人権ネットワーク・東京 団体名 23 団体 5 個人】

首都圏に居住するアイヌ民族 レラの会

チャシ アン カラの会

I 女性会議東京都本部

一般社団法人 全国女性相談研究会

NPO 法人動くゲイとレズビアン（アカー）

レインボー・アクション

在日韓国民民主統一連合東京本部

在日韓国民民主女性会

在日韓国青年同盟東京本部  
在日本朝鮮人東京人權協会  
移住労働者と連帯する全国ネットワーク  
全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック  
障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）  
障害児を普通学校へ・全国連絡会  
NPO 法人自立生活センター・立川  
NPO 法人自立生活センター・HANDS 世田谷  
全国「精神病」者集団 東京  
全国ピアサポートネットワーク  
NPO 法人ホームレス資料センター  
NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい  
部落解放同盟東京都連合会  
ハンセン病首都圏市民の会  
なくそう戸籍と婚外子差別・交流会  
伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター）  
上村英明（恵泉女学園大学教授・市民外交センター代表）  
鐘ヶ江晴彦（専修大学文学部教授・東日本部落解放研究所理事長）  
富永哲雄（東洋大学福祉社会デザイン研究科人權環境デザイン専攻博士前期課程）  
吉田勉（東日本部落解放研究所事務局長）

（連絡先・事務局）

東京都台東区今戸 2-8-5 東京解放会館  
部落解放同盟東京都連合会 近藤登志一  
TEL 03-3874-7311 FAX 03-3874-7313  
bllkondo@yahoo.co.jp